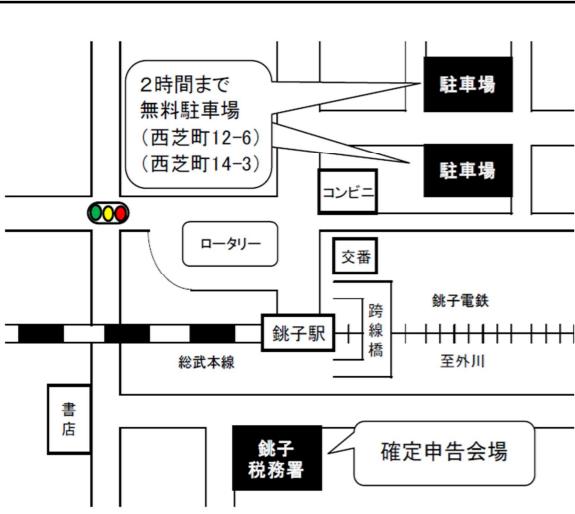


### ③ 銚子税務署で申告

市役所では受け付けできない確定申告、消費税など全ての申告ができます。

受付期間 2月16日(月)~3月16日(月) 受付時間 8:30~16:00



#### <注意事項>

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。予約がない場合は長時間お待ちいただく場合がございます。状況により事前予約以外の受付を締め切る場合がございます。

LINEによる事前発行で入手することが可能です。

#### オンラインで事前発行

友だち追加は  
こちらから!



国税庁公式LINEアカウントを  
友だち追加してください。

提出のみの場合は、銚子税務署へ直接お持ちください。

郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター千葉西分室

〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520へお送りください

#### <税務署からのお知らせ>

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに收受日付印の押印を行わないこととなりました。申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。

#### <必要なもの>

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- スマートフォン(スマホ)
- マイナンバーカード(※)

※マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。

- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。  
・運転免許証等の身元確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類

### ④ 税務署主催の無料相談会で申告 (旭市役所1階市民ホール)

2月4日(水)・2月5日(木) 相談時間 9:30~正午、13:00~15:30

事前予約は不要です。入場整理券を配付しますので直接会場へお越しください。

混雑状況により早めに受付を締め切る場合があります。

※土地や建物を売却した場合の譲渡所得申告や贈与税の申告はできません。

2月16日(月)から3月16日(月)に開催される銚子税務署の相談会をご利用ください。

### ⑤ 税理士による税の無料相談会 (旭市役所1階 101会議室)

相続税・贈与税の相談ができます。

事前予約は不要です。

2月20日(金) 相談時間 9:00~16:00

## 令和7年分確定申告 令和8年度市・県民税申告のお知らせ

申告が必要な方は、次の①から⑤のいずれかの方法により申告してください。

混雑緩和のため、事前予約、e-Tax(電子送信)や郵送をご利用ください。

申告の内容について不明な点がある方は、早めに相談してください。

申告が必要かどうかわからない、医療費控除の明細書の書き方がわからない方は、予約する前に事前に(2月6日まで)税務課窓口へお問い合わせください。

### ① 「スマホ」で e-Tax !! パソコンでも！ マイナンバーで便利

スマホやパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って金額等を入力するだけで自動計算ができ、確定申告書が作成できます。

(医療費控除の明細書、収支内訳書、青色申告決算書や消費税の申告書なども作成できます)

さらに、マイナンバーカードを利用すると、マイナポータル連携で給与や年金の源泉徴収票や控除証明書等が自動入力できます。

(マイナポータル連携の利用には条件があり、事前準備が必要です。詳しくは下記QRコードをご覧ください)

休日、夜間でも申告できるので、申告のために仕事を休む必要はありません。ぜひ、ご利用ください。

詳細は、下記サイトをご覧ください。

確定申告書等作成コーナー	マイナポータル連携特設ページ 利用には条件があり、事前準備が必要です	チャットボットでの相談 AI「税務職員ふたば」がお答えします

#### <マイナンバーカード読み取対応スマホがあれば>

24時間 e-Tax(電子送信)できます。

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、自動入力できます。



#### <マイナンバーカード読み取対応スマホがなくても>

パソコン・スマホで作成したデータを印刷して郵送することもできます。

(送付先:東京国税局業務センター千葉西分室 〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520)

#### <e-Tax(電子送信)の送信方法>

##### ①マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード読み取対応のスマホか、パソコン・タブレットでもスマホをICカードリーダライタの代わりとして利用できます。(ICカードリーダライタを利用することもできます)

##### ②マイナンバーカードをお持ちでない方

ID・パスワード方式で電子送信できます。ID・パスワードをお持ちでない方は送信できません。詳しくは銚子税務署へお問い合わせください。

## ② 旭市役所で申告 (事前予約が必要です)

※旭市役所では早めの申告受付を実施しています

令和8年1月1日現在、旭市に住民登録がある方が利用できます。

受付期間 2月9日(月)~3月16日(月) 受付時間 9:00~16:00

※土日祝日を除く

※日付により受付場所が異なりますのでご注意ください。

※申告期間中は、混雑が予想されます。市役所駐車場のほか、公園駐車場や図書館東側駐車場もご利用ください。

### 2月 緑…税務課4番窓口 黄色…1階市民ホール

月	火	水	木	金	土	日
9 先行受付期間	10 →	11	12 →	13	14	15
16 確定申告期間	17	18	19 →	20	21	22
23 確定申告期間	24 →	25	26 →	27	28	

※3月1日と3月8日は、日曜相談会を開催します。

### 3月

月	火	水	木	金	土	日
					1 日曜相談会	
2 確定申告期間	3	4	5	6 →	7	8 日曜相談会
9 確定申告期間	10	11	12	13 →	14	15

#### ＜注意事項＞

- ・申告書が作成済で提出のみの方は、1月19日(月)から受け付けます。予約は必要ありません。
- ・事業所得(営業・農業・不動産)のある方は、収支内訳書を事前に作成してください。
- ・医療費控除を受ける方は、事前に医療費控除の明細書を作成してください。
- ・市役所では受け付けできない申告があります。その場合は、銚子税務署の申告相談を利用して下さい。



#### 市役所では受け付けできない確定申告

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ・青色申告(決算書作成済でも申告できません) | ・先物取引、ビットコインなどの暗号資産による利益 |
| ・土地や建物の売却              | ・住宅ローン控除を含む申告            |
| ・相続年金を含む申告             | ・太陽光発電の売電収入のある方          |
| ・準確定申告(亡くなられた方の申告)     | ・300万円以上の副収入(雑所得)のある方    |
| ・更正の請求、修正申告            | ・そのほか内容が複雑なもの            |

## 旭市役所 事前予約

### 1. 予約開始日 令和8年2月2日(月) ~

### 2. 予約方法

	インターネット	電話
予約先	<a href="https://logoform.jp/form/5iEn/1376648">https://logoform.jp/form/5iEn/1376648</a>	0479-74-3687
受付時間	24時間	9:00~16:00(土日・祝日除く)
その他	こちらのQRコードからもアクセスできます。 	予約専用のため、内容についての相談は受けられません。 混雑のため、電話がつながりにくい場合がございます。 (特に9:00~11:00は混雑します)

### 3. 注意事項

- ・混雑緩和のため、1日あたりの受付人数に限りがあります。
- ・予約の際に、申告が必要な方の氏名・生年月日・電話番号、収入の種類(給与・年金・営業・農業・不動産など)、申告の内容(旭市役所で受け付けできる内容かどうか)を確認いたします。
- ・一人一枠となりますので、複数人の申告を一度にされる場合、人数分の予約が必要となります。
- ・キャンセルする場合は必ず連絡をしてください。

## 申告に必要なもの

#### ＜共通＞

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード ※スマホ申告される場合は利用者証明用電子証明書の暗証番号 署名用電子証明書の暗証番号が必要になります
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 ・通知カード (記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続が取 られている場合に限ります)
昨年分の申告をされている方	昨年分の申告書の控え
税金の還付を受ける申告をされる方	申告される方名義の口座番号がわかるもの(通帳など)
扶養している方や事業専従者がいる場合	その方のマイナンバーが確認できるもの

#### ＜収入＞

給与収入(退職所得)がある方	給与の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票
公的年金等を受給されている方	公的年金等の源泉徴収票(国民年金、厚生年金、企業年金など) ※非課税年金(遺族年金・障害年金など)分は不要です
個人年金を受給されている方	支払い内容のわかる書類(支払金額、必要経費、源泉徴収額など内訳の記載のあるもの)
営業・農業・不動産 その他収入がある方	収支内訳書(収入金額および必要経費が分かる書類) ※事前に費目ごとに集計を済ませてください 集計されていない場合は、再度予約を取り直していただきます

#### ＜控除＞

医療費控除を受ける方	(1)医療費控除の明細書(事前に集計のうえ作成してください) 書き方がわからない場合は、事前(2月6日まで)に税務課で相談してください (2)医療費通知(原本) 医療保険者から交付される医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると、明細書 の記入を一部省略できます ※医療費控除の明細書がない場合、医療費控除を適用できません ※領収書の提出は不要ですので、ご自身で5年間保管してください
社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料及び国民年金基金)控除証明書など
生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書
寄附金控除を受ける方	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証 ※ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けた方が確定申告を行う場合、ワン ストップ特例の適用を受けることができませんので、寄附金受領証明書をご用意ください